

# 第7章

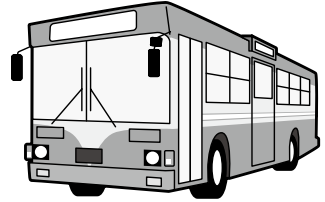
## 交通

### 7-1. バス

#### 7-1-1. バスに乗るとき

金沢市には、いろいろなバスが走っています。

- ・路線バス<=決まった道走るバス>…北陸鉄道、JRバスなど
- ・コミュニティバス<=路線バスが通れない町をまわるバス>…ふらっとバス



#### 7-1-2. 路線バスの乗り方

- ①バスはまんなかか、うしろのドアから乗ります。乗るときに、整理券<=番号が書いてある小さい紙。どこから乗ったかわかります。>を取ります。整理券は入口にあります。
- ②降りるバス停の放送を聞いたら、「降車ボタン」<=運転手に降りることを知らせるボタン>を押します。
- ③バスの一番前に料金が書いてあります。整理券の番号のお金を払います。降りるすぐ前にお金を用意します。降りるときに、整理券とお金を運転手の横の箱に入れます。
- ④前のドアから降ります。  
※ICカード(⇒p.53 7-1-4)を使うときは、バスに乗ったときと降りるときに、ドアの近くにあるカードリーダー<=カードを読み取る機械>の上に置いてください。

#### 7-1-3. 「ふらっとバス」の乗り方

ふらっとバスは、此花、菊川、材木、長町という4つの町をまわります。ドアは1つだけです。乗るときも降りるときも同じドアを使います。

お金は、大人が100円、子ども(小学生まで)は50円です。どこまで乗っても同じ料金です。乗るときにお金を払います。ICカードを使うことができるバスもあります。

バスは20分に1回来ます。



こうつうせいさくか  
交通政策課

TEL : 076-220-2038

かなざわし やくしよだいいちほんちゆうしや かい  
金沢市役所第一本庁舎3階

Email : koutsuu@city.kanazawa.lg.jp

## 7-1-4. ICカード

ICカードがあると便利です。駅や券売機<=切符を買う機械>で買うことができます。

### ●ICa

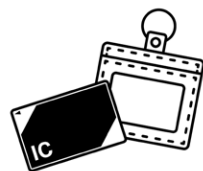
ICa(アイカ)は、北陸鉄道のバスだけで使うことができます。

JRバスでは使うことができません。

2,000円です(デポジット500円+1,500円)。

1,500円は買った日から使うことができます。

※デポジット(預り金)は、カードを買うときに払うお金です。使わなくなったICaを窓口<=ICaを買ったり、ICaについて聞いたりできるところ>で返すと、500円を返してもらうことができます。



北陸鉄道チケットセンター (金沢駅西口バスターミナル4番のりば近く)

TEL : 076-263-0489

URL : <http://www.hokutetsu.co.jp/> (英語・中国語)



### ●交通系ICカード

JRバスでは、交通系ICカード<=PASMO、Suica、manacaやICOCAなど>が使うことができます。



・JRバス

TEL : 076-225-8004

URL : <https://www.nishinihonjrbus.co.jp/> (英語・中国語・韓国語)



### ●入金(チャージ)

窓口やバスの中で、カードに入金<=お金を入れること>ができます。

・バスの中で入金するときは、バスが止まったときに、運転手に言ってください。

・カードは1,000円ずつ入金できます。入金できるのは20,000円までです。

## 7-1-5. バスに乗るときに気を付けること

バスの中でおつりは出ません。ちょうどのお金がないとき、両替<=紙のお金をコインにかえる>をしてください。5,000円と10,000円は両替できません。わからなかったら、運転手に聞いてください。

## 7-2. 自転車

自転車は法律では車と同じです。

### 7-2-1. 自転車に乗るときのルール

- 自転車は、車が走る道の一番左を走ります。
- 1台の自転車に2人で乗ってはいけません。
- ※小学生になるまでの子どもは、自転車のチャイルドシートに乗ることができます。
- 他の自転車とならんで走ってはいけません。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶってください。
- お酒を飲んだとき、自転車に乗ってはいけません。
- 傘をさして運転してはいけません。
- 携帯電話（スマートフォン）を使いながら運転してはいけません。
- ヘッドホンやイヤホンで音楽をききながら運転してはいけません。
- 夜や暗いときは、ライトをつけて運転します。

#### ● 自転車ルール・マナーチラシ

日本語



英語



ベトナム語



インドネシア語



「金沢市自転車条例サイト」 URL: <https://kanazawa-bicycle.jp/>



交通政策課 金沢市役所第一本庁舎3階

TEL: 076-220-2038 Email: koutsuu@city.kanazawa.lg.jp



## 7-2-2. 自転車を停めることができるところ・できないところ

金沢市内には、自転車を停めることができるところ（自転車等駐車場）があります。

無料です。自転車は必ず、ここに停めてください。

そして、自転車を停めてはいけないところ（自転車等放置禁止区域）が7つあります。ここに停めてはいけません。

つぎの自転車は、係の人が別の場所を持っていきます。

- ・7日より長く停めている自転車
- ・自転車等放置禁止区域に停めている自転車

自転車を返してもらうには、お金がかかります。

必ず近くの自転車等駐車場に停めてください。



こうつうせいさくか かなざわし やくしょだいいちほんちようしゃ かい  
交通政策課 金沢市役所第一本庁舎3階

TEL : 076-220-2038 Email : koutsuu@city.kanazawa.lg.jp

## 7-2-3. 自転車を運転するときに必要なこと

### ① 自転車防犯登録

- ・自転車を買ったときは、必ず防犯登録をします。防犯登録をすると、自転車を盗まれたとき、戻りかもしれません。自転車を買ったお店で登録ができます。登録にはお金がかかります。
- ・引越しをするときは、「変更」<=登録内容を変えること>手続きをしてください。
- ・あなたの自転車を他の人にあげるときは、もらう人（これからその自転車に乗る人）が「再登録<=もう一度登録する>」の手続きをしてください。

### ② 自転車の保険（自転車損害賠償保険）

- ・自転車に乗るときは、保険に入らなければなりません（=自転車損害賠償保険）。
- ・自転車を買ったお店などで聞いてください。
- ・あなたがけがをしたときや、他の人があなたの自転車だけがをしたときなどに、保険の会社からお金が出ます。自転車で事故を起こしたときのために、保険に入ってください。
- ・他の人から自転車をもらうときは、保険に入っているか、必ずしらべてください。



こうつうせいさくか かなざわし やくしょだいいちほんちようしゃ かい  
交通政策課 金沢市役所第一本庁舎3階

TEL : 076-220-2038 Email : koutsuu@city.kanazawa.lg.jp

#### 7-2-4. 自転車<sup>じてんしゃ</sup>を捨<sup>す</sup>てる<sup>とき</sup>

自転車<sup>じてんしゃ</sup>を捨<sup>す</sup>てる<sup>とき</sup>は、月<sup>つき</sup>1回<sup>かい</sup>の「金属<sup>きんぞく</sup>・小型家電類<sup>こがたかでんるい</sup>」の日<sup>ひ</sup>に捨<sup>す</sup>てて<sup>ください</sup>。  
「家庭ごみ<sup>かてい</sup>・分け方出し方パンフレット<sup>わかつだかた</sup>」(⇒p.27 2-3-2)を見<sup>み</sup>て<sup>ください</sup>。

#### 7-2-5. 公共<sup>こうきょう</sup>シェアサイクル

金沢市<sup>かなざわし</sup>には、シェアサイクル<=みんな<sup>みんな</sup>で使<sup>つか</sup>う自転車<sup>じてんしゃ</sup>>が<sup>あり</sup>ます(=ま<sup>ま</sup>ちのり<sup>のり</sup>)。ま<sup>ま</sup>ちのり<sup>のり</sup>のポ<sup>ポ</sup>ート<=ま<sup>ま</sup>ちのり<sup>のり</sup>が置<sup>お</sup>いてあるところ>ならどこでも自転車<sup>じてんしゃ</sup>を借<sup>か</sup>りたり、返<sup>かえ</sup>したり<sup>でき</sup>ます。

会<sup>かい</sup>員<sup>いん</sup>登<sup>とう</sup>録<sup>ろく</sup>を<sup>し</sup>て使<sup>つか</sup>います。1回<sup>かい</sup>165円<sup>えん</sup>から使<sup>つか</sup>う<sup>こと</sup>が<sup>でき</sup>ます。30分<sup>ぶん</sup>より長<sup>なが</sup>く使<sup>つか</sup>う<sup>とき</sup>、も<sup>も</sup>っとお<sup>お</sup>金<sup>かね</sup>を払<sup>はら</sup>います。一<sup>いっ</sup>か<sup>げ</sup>月<sup>げつ</sup>1,650円<sup>えん</sup>の<sup>プ</sup>ラン<sup>も</sup>あ<sup>り</sup>ます。



・ま<sup>ま</sup>ちのり<sup>のり</sup>事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>局<sup>きょく</sup> 住<sup>じゅう</sup>所<sup>しょ</sup>：金<sup>かな</sup>沢<sup>ざわ</sup>市<sup>し</sup>此<sup>この</sup>花<sup>はな</sup>町<sup>まち</sup>3-2 ライ<sup>らい</sup>ブ<sup>ぶ</sup>1ビ<sup>ひ</sup>ル<sup>る</sup>1階<sup>かい</sup>

TEL : 076-255-1747

URL : <https://www.machi-nori.jp/> (英<sup>えい</sup>語<sup>ご</sup>あり)

・交<sup>こう</sup>通<sup>つう</sup>政<sup>せい</sup>策<sup>さく</sup>課<sup>か</sup> 金<sup>かな</sup>沢<sup>ざわ</sup>市<sup>し</sup>役<sup>やく</sup>所<sup>しょ</sup>第<sup>だい</sup>一<sup>いち</sup>本<sup>ほん</sup>庁<sup>ちやう</sup>舎<sup>しゃ</sup>3階<sup>かい</sup>

TEL : 076-220-2038 Email : koutsuu@city.kanazawa.lg.jp



## 7-3. 車くるま

### 7-3-1. 車くるまやバイクうんてんを運転うんてんするときのルール

#### してはいけないこと

- 「運転免許うんてんめんきょ」(⇒ p.58 7-3-2) が必要ひつようです。「運転免許うんてんめんきょ」がない人は、運転うんてんしてはいけません。
- 「運転免許証うんてんめんきょしょう」を持っていないとき(家いえに忘わすれたときなど)は、運転うんてんしてはいけません。
- 運転うんてんしているとき、携帯電話けいたいでんわやスマートフォンつかを使ってはいけません。
- お酒さけを飲のんだときは、ぜったいに運転うんてんしてはいけません。
- お酒さけを飲のんだ人に車くるまを貸かしたり、運転うんてんをお願いねがしたりしてはいけません。

#### しなければならないこと

- 道みちの左側ひだりがわを走はしります。道路どうろの標識ひょうしき<= 交通こうつうルールのサイン>の交通こうつうルールを守まもります。
- 運転うんてんする人も、一緒いっしょに乗のる人も、みんなシートベルトひとをしなければなりません。  
※ 5歳さいまでの子こどもを車くるまに乗のせるときは、「チャイルドシートつか」を使つかわなければなりません。
- バイクうんてんを運転うんてんするときは、ヘルメットをかぶらなければなりませんをかぶらなければなりません
- 「横断歩道おうだんほどう」<= 歩あるく人ひとが道路どうろを安全あんぜんに渡わたるための道みち>に人ひとがいたら、必ずかならず止とまらなければなりません。

#### ● 外国語がいこくごで読める交通こうつうルールブック

日本自動車連盟にほんじどうしゃれんめい (JAF) は、日本の交通こうつうルールをまとめた本ほんを外国語がいこくご (英語えいご、中国語ちゅうごくご、ポルトガル語ご、スペイン語ご) で作つくっています (= 『交通こうつうの教則きょうそく』)。

本ほんは、次の URL から買かうことができます。

日本自動車連盟 (JAF) 「外国語版『交通の教則』のご案内」

URL : <https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/rules-of-the-road>



## 7-3-2. 運転免許

日本で車を運転するためには、①「国際運転免許証」か、②「日本の運転免許証」がなければなりません。

### ① 国際運転免許を取る

- 「国際運転免許証」は、運転免許を取った国で、取らなければなりません。
- 「ジュネーブ条約」(条約<=国と国の間の約束>)で決めた国際運転免許証だけ、使うことができます。
- 国際運転免許証で運転できる期間は、1年です。

### ● 日本を出て、外国で国際運転免許証を取ったとき

- 日本を出てから3か月以内に、日本に帰ってきたときは、国際運転免許証を使うことができません。

### ② 日本の運転免許を取る

【自分の国の運転免許から日本の運転免許にかえたいとき】

#### ● かえるための条件

- 自分の国の運転免許証が有効なこと<=まだ使うことができること>
- 自分の国で運転免許を取った日から3か月以上、自分の国にいたこと

#### ● いつ、どこで申し込みできますか？

- どこで？：石川県運転免許センター (金沢市東蚊爪町2-1)
- いつ？：月曜日から金曜日までの平日にすることができます。

※必ず予約をしてから行ってください。

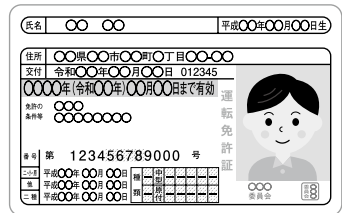
予約した日の午後1時から午後1時20分までに受付をします。

※日本語を話すことができない人は、通訳の人(日本語を話すことができる人)と一緒に行ってください。

#### ● 試験の内容：

- 適性試験<=目や耳などの試験>
- 運転の技術の確認
- 交通ルールの確認

※○か×で答えるテストです。外国語でテストを受けることができるかどうか、石川県運転免許センターに聞いてください。



運転免許センター 住所：金沢市東蚊爪町2丁目1番地

TEL：076-238-5901

URL：<https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/application/application02/>



● **申し込みに必要なもの**

- A. 外国の運転免許証  
 B. 外国の運転免許証を日本語にした書類
- ※①～③だけで作ることができます。
- ① 運転免許証を取った国の役所の人や領事館  
 ② 日本自動車連盟 (JAF) JAF石川県支部 住所：金沢市新保本4-8  
 TEL：076-249-1252
- ③ ズップラス株式会社 <https://ziplus.jp/translation> 申し込みの方法や、ズップラス株式会社のサービスを使うことができる国は、ウェブサイトを見てください。
- C. 住民票 (「国籍」が書いてあって、マイナンバーが書いていないもの)  
 D. パスポート (2枚以上持っている人は全部のパスポート)  
 E. 期限が切れた日本の免許証 (日本の免許を取ったことがある人だけでいいです)  
 F. 写真1枚 (申し込みの日から6カ月以内に撮った写真。縦3cm、横2.4cm。帽子をかぶっていない、胸から頭まで写っている、後ろに何も写っていない写真。写真の裏には、名前と写真を撮った日を書いてください。)  
 G. その他  
 人によって必要なものがちがいます。わからなかったら、石川県運転免許センターに聞いてください。



● **どのような手続きをしますか？**

1. 申し込みに必要なもの (A～G) を用意します。
- 2. 運転経歴≦事故があったか、ルールを守ったかなど>を調べます。
- 3. 適性試験をうけます。→ 4. 交通ルールの確認をします。
- 5. 運転の技術の確認をします。
- 6. 免許証をもらいます。

※次の人は、「4. 交通ルールの確認」と「5. 運転の技術の確認」は受けなくていいです。

- ・日本の運転免許を取ったことがあって、もう1度日本の免許を取りたい人
- ・日本と同じような免許の制度がある国の免許を持っている人

**【日本で勉強して、免許の試験を受けたいとき】**

1. 車の運転や交通ルールを学ぶ学校 (= 指定自動車教習所) に通って、卒業します。
  2. 石川県運転免許センターで、運転免許学科試験、適性試験を受けます。
- ※運転免許学科試験は、申し込みをすれば、一種免許・二種免許・仮免許は20言語で受けることができます。原付免許は、英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語で受けることができます。試験の説明は、日本語でします。



### 7-3-3. 運転免許証を更新するとき

- 更新は、運転免許証を新しくすることです。
- 運転免許証に、いつまで運転できるか書いてあります。
- この日になる前に、運転免許証の住所にはがきが届きます。  
はがきが届いたら、石川県運転免許センターに行って、運転免許証を更新してください。
- 持っていくものは、はがきを見てください。
- 更新をしないと、運転することができなくなります。



運転免許センター 住所：金沢市東杖爪町2丁目1番地

TEL：076-238-5901

URL：<https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/application/application02/>



### 7-3-4. 車を持っている人がすること

- 自分の車を登録します  
車を買ったときや、もらったときなどは、「北陸信越運輸局石川運輸支局」に知らせてください。  
車の「所有者登録」<=だれの車かわかるようにする>をしなければなりません。  
登録は、車を買ったお店にってもらうことができます。引っ越したときは、住所を変える手続きをしなければなりません。車を使わなくなったときや、車を持つ人が変わったときも、手続きをしなければなりません。



北陸信越運輸局石川運輸支局 住所：金沢市直江東1-1

TEL：050-5540-2045 (声の案内が聞こえたら [037] をおしてください)

URL：<https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/ishikawa/>



- 車が安全かどうか調べます  
車には使用期限<=車を使うことができる期間>があります。そのあとも車を使うときは、車検<=車が安全に使うことができるかなどを調べる>をしなければなりません。  
「車検」は1年か2年に1回、しなければなりません。  
車検が終わったら、「車検証」をもらいます。「車検証」がない車は運転することができません。「車検証」は、いつも車に入れておかなければなりません。  
また、車検が終わったら、ステッカーをもらいます。ステッカーは車のフロントガラスに貼らなければなりません。



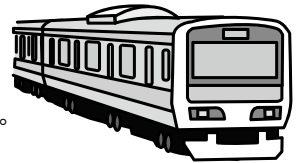
● 車の保険に入ります

- ・事故にあったときのために「自賠責保険」<=車やバイクを運転する人からお金を集めて、事故にあった人を助ける>に入らなければなりません。すべての車やバイクは「自賠責保険」に入らなければなりません。
- ・自賠責保険に入っていない車は運転してはいけません。違法<=法律をやぶること>です。
- ・車のお店や、コンビニなどで自賠責保険に入ることができます。
- ・あなたの車で人がけがをしたときや、亡くなったとき、保険の会社からお金が出ます。しかし、お金が足りないときもあります。「任意保険」に入ったほうがいいです。「任意保険」は、事故で車が壊れたときもお金が出ます。

● 雪が降ったとき

- ・金沢は、雪がとともたくさん降ります。雪が降る前に、タイヤをスタッドレスタイヤ<=雪が積もっている道や凍っている道を守るために作られたタイヤ>にかえます。車やタイヤのお店で買ったり、かえたりすることができます。
- ※雪道の運転に慣れていない人は、4WD車<=エンジンで回転するタイヤが4つある車>を運転するといいかもかもしれません。

7-4. 電車



いきたい場所までの料金を見て、きっぷを買います。  
 新幹線や特急列車に乗るとき、「特急券」も買わなければなりません。  
 わからないときは駅員さんに聞いてください。  
 電車に乗るときも、交通系ICカードを使うことができます。ICaは使うことができません。

● いろいろなきっぷ

<p>てい き けん 券</p> <p>定期券</p>	<p>がっこう かいしゃ まいにちおな い ひと べんり まいにち</p> <p>学校や会社など、毎日同じところに行く人に便利です。毎日きっぷを買うより</p> <p>やす げつ げつ げつ げつ きかん</p> <p>安くなります。1か月、3か月、6か月など期間をえらぶことができます。IC</p> <p>ていきけん</p> <p>カードの定期券もあります。</p>
<p>とつ きゅう けん 券</p> <p>特急券</p>	<p>とつきゅうれつしゃ しんかんせん の ひつよう</p> <p>特急列車や新幹線に乗るときに必要です。</p>
<p>し てい せき けん 券</p> <p>指定席券</p>	<p>していせき すわ せき き つか ひつよう</p> <p>指定席&lt;=座る席が決まっている&gt;を使うとき、必要です。</p>

参 考

- ・JR西日本ホームページ：<https://www.westjr.co.jp/>  
 (英語・中国語・韓国語・タイ語)
- ・JR東日本ホームページ：<https://www.jreast.co.jp/>  
 (英語・中国語・韓国語・タイ語・インドネシア語など)

